

令和5年7月20日

令和5年第8回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

令和5年7月20日玉川村就業改善センター産就室に於いて第8回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員（仮議席）

(14名)	1番 白旗 正彦	8番 鈴木 正志
	2番 曲山 幸男	9番 吉村 明美
	3番 車田 覚藏	10番 円谷 兼一
	4番 首藤 憲治	11番 鈴木 正浩
	5番 高林さくみ	12番 有賀 昇
	6番 佐久間正美	13番 我妻 利夫
	7番 仁井田 健	14番 塩田 茂

◎ 欠席委員 無し

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 塩田 敦 主事 曲山 駿

◎ 本日午後2時15分、塩田事務局長が開会を宣言した。

◎ 委員並びに事務局自己紹介

◎ 臨時会長選出

事務局長：「会長が互選されるまでの間、地方自治法第107条の規定を準用し、出席委員の中で最年長の委員が臨時に議長の職務を行うこととさせていただきたいと思います。」

◎ 臨時議長が会長選任までの間、臨時に議長の職務を務める。仮議席の指定については、行政区番号順に、また同地区の場合には、若年生年月日順に仮議席を決定。次に議事録署名人について次の2名を指名した。

仮議席1番 白旗 正彦 仮議席2番 曲山 幸男

◎ 臨時議長 それでは議事に入ります。

議案第23号玉川村農業委員会長の互選について、事務局の説明をお願いいたします。

◎ 事務局長 それでは議案第23号玉川村農業委員会長の互選について、ご説明申し上げます。農業委員会等に関する法律では、第5条第1項に『農業委員会に会長を置く』、第2項に『会長は、委員が互選した者をもって充てる』と規定されております。互選の方法については、議長による指名推薦でお願いしたいと思います。

◎ 臨時議長 只今、事務局より、「議長による指名推薦」との説明がありましたが、皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

◎ 臨時議長 それでは、異議なしと認め、「議長による指名推薦」を行うことといたします。どなたか、推薦される方はおりますか。

（「異議なし」の声あり）

◎ 仮議席番号7番 仮議席番号3番の車田覚藏委員を推薦いたします。
（仁井田健）

◎ 臨時議長 只今、車田覚藏委員が推薦されましたが、他にございませんか。

(「なし」の声あり)

◎ 臨時議長 無いようですので、車田覚藏委員を議長として指名推薦し、会長として決定したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 臨時議長 異議が無いようですので、会長は車田覚藏委員に決定しました。以上をもちまして、当職の職務は終了いたしました。ありがとうございました。

◎ 事務局長 我妻利夫委員ありがとうございました。
これよりは、会長に就任された車田覚藏委員より挨拶をいただき、議長をお願いいたします。
それでは、車田会長、議長席にお進みください。

◎ 会長 ただいま会長に就任しました車田覚藏です。初めての農業委員で会長を務めさせていただきますが、委員皆様のご理解とご協力を得ながら3年間職務を全うしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

◎ 事務局長 次に議事に入りますが、玉川村農業委員会会議規則第7条により、会議の議長は会長が行うこととなっておりますので、車田会長に進めていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◎ 議長 それでは、引き続き議事に入ります。議案第24号玉川村農業委員会職務代理者の互選についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

◎ 事務局長 議案第24号玉川村農業委員会職務代理者の互選についてでございますが、農業委員会等に関する法律第5条第5項に『会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、委員が互選した者がその職務を代理する』と定められております。

会長の職務代理者については、前例では2名でありましたので、今回も2名の選出でお願いしたいと思います。

◎ 議長 只今事務局から説明がありましたが、これまで職務代理者2名を選出しておりましたが、今回も2名の選出でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、これまでどおり職務代理者を2名といたします。次に、選出方法ですが議長による指名推薦で行きたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 ご議なしと認め、議長による指名推薦を行いたいと思います。職務代理者に「高林きくみ委員」、「鈴木正浩委員」を推薦したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 ご異議等無いようですので、「高林きくみ委員」、「鈴木正浩委員」を会長職務代理者として決定いたします。
続きまして、議案第25号玉川村農業委員会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

- ◎ 事務局長 (事務局長より説明)

- ◎ 議 長 只今事務局より説明がありましたが、ご質問等ある方はお願いいたします。

(「なし」の声あり)

- ◎ 議 長 ご質問なしと認めお諮りいたします。議案第25条について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

- ◎ 議 長 続いて、議席の指定を行います。
議席は、只今決定しました玉川村農業委員会会議規則第5条第1項により、会長において指定いたします。それでは、事務局長に議席の指定を朗読させます。

- ◎ 事務局長 — 朗読 —

- ◎ 議 長 議席につきましては、只今、事務局長朗読したとおり指定いたします。委員の皆様は、指定の席に移動してください。

- ◎ 議 長 続きまして、議案第26号玉川村農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

- ◎ 事務局長 4月3日から5月1日までの期間で委員の募集をしたところ、各地区から議案に記載しております、6名の方々の推薦申込があがってきました。記載の6名の方々に委嘱してよろしいか皆様に審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま事務局より委員のご説明ございましたが、ご質問ありますか。

(「なし」の声)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問がなしと認め、お諮りいたします。議案第26号玉川村農地利用最適化推進委員の委嘱について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第26号は原案どおり可決されました。
- ◎ 議 長 本日の議事は以上です。次に番号7その他に入りたいと思います。
- ◎ 事務局より「その他」の事項についての説明を行う。

- 1 次回日程 令和5年8月18日(金)午後1時30分
玉川村就業改善センター1階 産就室

- 2 公務災害補償制度の加入について

農業委員・農地利用最適化推進委員の就業中のみを対象とした障害保険に加入申込をいたします。

- 対象者 農業委員・農地利用最適化推進委員
- 保険期間 令和5年10月1日～令和6年9月30日までの1年間
- 保険料 1人当たり1,000円 A型
(保険料は次回の総会時に集金いたします。)

- 3 農業委員・農地利用最適化推進委員報酬の積立について

農業委員・農地利用最適化推進委員報酬を以下の内容で積立をいたしますので、ご了解願います。

- ① 積立金額 50,000円(内訳:旅行積立として)
- ② 積立時期 令和5年3月に口座振込の際に50,000円引いた金額を支給する1
予定です。

- 4 第16回玉川村役職員親善スポーツ大会の開催について

- 日 時 令和5年8月20日(日)午後1時50分から
- 場 所 たまかわ文化体育館
- 持ち物 屋内シューズ

●懇親会

- 日 時 令和5年8月20日(日)午後5時30分から
- 場 所 マーヴェラス末広
- 会 費 4,500円

※バスを利用される方は事務局までお願いします。

8 閉 会 高林職務代理人

◎ 午後 3 時 2 0 分総会終了